

## 令和元年度地下水質測定結果について

水質汚濁防止法に基づき、令和元年度に宮城県内で実施した地下水質の測定結果は、以下のとおり。

- 概況調査<sup>※1</sup>（毎年度新規に実施）  
砒素及びふっ素の2項目について、延べ**2地点**で環境基準を**超過**
- 汚染井戸周辺地区調査<sup>※2</sup>（概況調査で環境基準を超過した地点周辺で実施）  
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素1項目について、延べ**2地点**で環境基準を**超過**
- 継続監視調査<sup>※3</sup>（毎年度継続して実施）  
砒素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素の4項目について、**20地点**で環境基準を**超過**

### 1 測定機関

宮城県、仙台市

### 2 調査結果の概要

調査区分	調査地点数	環境基準超過					
		超過地点数	調査地区	超過項目	調査結果 (mg/L)	環境基準 (mg/L以下)	
概況調査	34	2	涌谷町小里	砒素	0.019	0.01	
			亙理町荒浜	砒素	0.018		
					ふっ素	0.89	0.8
汚染井戸 周辺地区調査	6	2	仙台市宮城野区	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	21	10	
			仙台市太白区		15		
継続監視調査	34	20	仙台市青葉区	砒素	0.014	0.01	
			仙台市宮城野区		0.021		
			仙台市若林区		0.034		
			仙台市若林区		0.019		
			仙台市泉区		0.021		
			仙台市泉区		0.016		
			角田市佐倉		0.11		
			大和町鶴巣		0.017		
			大和町鶴巣		0.020		
			大崎市古川		0.069		
			気仙沼市唐桑		0.014		
			仙台市泉区		15		10
			蔵王町円田		11		
			七ヶ浜町吉田浜		27		
			多賀城市新田		24		0.01
			大和町吉岡		0.021		
			大和町吉岡		0.049		
			栗原市築館		0.033		
栗原市築館	2.3	0.8					
蔵王町宮	0.83						
			テトラクロロ エチレン				
			ふっ素				

### 3 測定結果に基づく対応

住民の健康被害を防止する観点から、環境基準超過地点については以下のとおり対応している。

- (1) 概況調査により新たに汚染が確認された地点については、保健所等が市町村と連携して、所有者等に飲用の中止及び水道への切り替え等を指導するとともに、汚染原因の調査及び汚染井戸周辺地区調査を実施。
- (2) 概況調査及び汚染井戸周辺地区調査において汚染が確認された場合は、井戸所有者の協力が得られた地点について、翌年度以降も継続調査を実施。

▼表 環境基準項目における各調査の実施状況及び環境基準の超過状況

環境基準項目	概況調査		汚染井戸周辺調査		継続監視調査	
	調査地点数	基準超過	調査地点数	基準超過	調査地点数	基準超過
カドミウム	34	0	-	-	-	-
全シアン	34	0	-	-	-	-
鉛	34	0	-	-	-	-
六価クロム	34	0	-	-	-	-
砒素	34	2	2	0	12	11
総水銀	34	0	-	-	-	-
アルキル水銀	5	0	-	-	-	-
PCB	34	0	-	-	1	0
ジクロロメタン	34	0	-	-	-	-
四塩化炭素	34	0	-	-	-	-
クロロエチレン	34	0	-	-	11	0
1,2-ジクロロエタン	34	0	-	-	11	0
1,1-ジウロロエチレン	34	0	-	-	11	0
1,2-ジクロロエチレン	34	0	-	-	11	0
1,1,1-トリクロロエタン	34	0	-	-	11	0
1,1,2-トリクロロエタン	34	0	-	-	11	0
トリクロロエチレン	34	0	-	-	11	0
テトラクロロエチレン	34	0	-	-	11	4
1,3-ジクロロプロペン	34	0	-	-	-	-
チウラム	34	0	-	-	-	-
シマジン	34	0	-	-	-	-
チオベンカルブ	34	0	-	-	-	-
ベンゼン	34	0	-	-	-	-
セレン	34	0	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	34	0	4*	2	9	4
ふっ素	34	1	-	-	1	1
ほう素	34	0	-	-	1	0
1,4-ジオキサン	34	0	-	-	9	0

#### 【用語解説】

- ※1 概況調査 : 地域の全体的な地下水質の把握を目的とした調査。県内を2km(仙台市は1km)メッシュで区画し、5年間で県全体を網羅するローリング手法で実施する調査
- ※2 汚染井戸周辺地区調査 : 概況調査の結果、新たに地下水の汚染が発見された際に汚染範囲や汚染源を確認するための調査
- ※3 継続監視調査 : 従来から地下水汚染が確認されている井戸の経年水質変化の監視を行うため、過去に比較的高濃度(原則として環境基準値の1/2以上)の汚染物質が検出された井戸を対象に実施する調査